

Q 寺院における源泉徴収とはどのようなことなのか？

A 寺院に直接かかる税金ではないのですが、寺院が住職などに支払う給料から所得税を徴収して国に納めるという制度を源泉徴収といい、所得税法の規定により給与等の支払者に義務づけているものです。

したがって寺院が給料や報酬などを支払う場合には、一定の額の所得税を控除して支給し、控除した税金は寺院が受給者本人に代わって税務署に納付する必要がある、これを怠ると税務調査の際に遡って徴収され、その上加算税（一〇パーセント）が課されます。源泉徴収が正しく行われているかどうか、税務署は数年おきに寺院に調査に訪れる慣例になっていますから、その意味でも源泉徴収は寺院と深い関係があるわけです。

一、給与に対する源泉徴収について

給与所得者は支払い者に対し、あらかじめ扶養控除申告書を提出しておくことになっています。この申告書は給与を数カ所から受ける場合でも一カ所にしか提出することができません。

①扶養控除申告書の提出がある場合

この場合には「給与所得の源泉徴収税額表」甲欄を見て、給料の額と扶養家族の人数に応じて決められている税額を徴収することになります。賞与については別に算出の表があります。

年末には給料、賞与の年間支給額について所得税の精算をします。これを年末調整と呼んでいます。年末調整を受けた者は他に所得がなければ特に確定申告という厄介な手続きは不要です。

(注)扶養控除申告書、源泉徴収税額表は税務署に備えてありますが、従来から源泉徴収事

務を行っている寺院には毎年最寄りの税務署から送られてきます。なお、扶養控除申告書は所要事項を記入し捺印の上、寺院において保存しておきます。

②扶養控除申告書の提出がない場合

この場合には「給与所得の源泉徴収税額表」乙欄を適用し、給与の額により定められている金額を徴収します。甲欄適用よりかなり高額な税金となります。乙欄が適用された受給者は年末調整を受けられず、確定申告をして所得税の精算をすることになります。

給料などから徴収した所得税の合計額は、支給月の翌月十日までに税務署に納めなければなりません。ただし、受給者が十名までの場合は、税務署にあらかじめ申請しておけば半年分をまとめて納付できる特例が認められています。

二、報酬・料金などに対する源泉徴収

いろいろな項目がありますが、寺院と関係の深いものだけ掲げておきます。

①講演料、原稿料、デザイン料など

②弁護士、税理士、司法書士、建築士などに支払う報酬・料金

これらから徴収する所得税は百万円まで一〇パーセント、それを超える部分は二〇パーセントです。なお、源泉徴収は個人に対する支払いに限られ、法人に対する支払いには適用されません。

三、税務調査に際して給与とみなされる問題
税務調査において生ずるみなし給与の問題について触れておきましょう。

税務調査ではまず源泉徴収の手続き等がチェックされます。次に帳簿上の支出の中に住職の個人的費用に当たるものがないかが検査されます。また収入面では、たとえば葬儀にかかる布施など収入に記帳もれがない

かどうかも調べられます。そのため税務署が蒐集したさまざまな資料が利用されるようです。

住職個人の費用が支出されていると住職に対する給与と認定されます。また、収入の脱漏が発覚しますと給与とみなされて所得税を追徴収されるだけでなく、税額に対する三五パーセントの重加算税が課されることを覚悟しなければなりません。通常調査は過去三年間遡りますが、悪質と判断されると五年間遡ります。特に収入についての脱漏は要注意です。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください

い。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8358

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp